

第 19 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 2 4 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 3 0 5 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 0 0 分							
閉議時刻	9 時 5 6 分							
会 長	大 関 守 宏		会 長 代 理		島 田 勇 ・ 藤 間 光 治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出 ○ 席 欠 席		9	町 田 実	出 ○ 席 欠 席	
	2	島 田 勇	出 ○ 席 欠 席		10	藤 間 光 治	出 ○ 席 欠 席	
	3	大 関 守 宏	出 ○ 席 欠 席		11	中 村 賢 一	出 ○ 席 欠 席	
	4	伊 東 普 丈	出 ○ 席 欠 席		12	新 井 健 一	出 ○ 席 欠 席	
	5	寺 田 浩 市	出 ○ 席 欠 席		13	太 田 浩	出 ○ 席 欠 席	
	6	長 谷 部 明	出 ○ 席 欠 席					
	7	石 井 幸 壽	出 ○ 席 欠 席					
	8	宮 崎 薫	出 ○ 席 欠 席					

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田栄	出○席 欠席
	②			⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③	福嶋正一	出○席 欠席	⑬		
	④			⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤			⑮		
	⑥			⑯	茂木忠	出○席 欠席
	⑦			⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧	永沼勝美	出○席 欠席	⑱	伊藤政一	出○席 欠席
	⑨	蓮豊	出○席 欠席	⑲		
	⑩			⑳	松崎誠	出○席 欠席
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、國島委員、島田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、8件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、渡柳〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、渡柳〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する渡柳字〇〇〇〇番〇、地目：畑、124㎡ 外1筆、計285㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の北に位置する渡柳地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、加須市志多見〇〇〇番地〇 〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇番、地目：田、980㎡ 外1筆、計1,227㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。国道125号バイパスの南に位置する下須戸地内の農振農用地でございます。</p> <p>次の進行番号3から7につきましては、犬塚〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>進行番号3は、前谷〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、499㎡ 外2筆、計1,999㎡を、進行番号4は、城西4丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、135㎡ 外1筆、計174㎡を、進行番号5は、城西5丁目〇番〇号 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、209㎡を、進行番号6は、鴻巣市大間〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、300㎡ 外1筆、計600㎡を、進行番号7は、緑町7番58号 〇〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、121㎡ 外1</p>
--	--	---

		<p>筆、計890㎡で、進行番号3から7の合計面積は3,872㎡となります。</p> <p>場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。緑色に塗られた部分が進行番号3で南大通線の西側に接する持田地内の農地でございます。次に4ページをご覧ください。ページ左側の緑色に塗られた部分が進行番号4、塗られていない斜線部分が進行番号5で、国道17号バイパスの北に位置する持田地内の農地でございます。次に5ページをご覧ください。緑色に塗られていない部分が進行番号6、塗られている部分が進行番号7で野地内の集落内に位置する農地でございます。なお、こちらの位置図では建物が一部農地によっておりますが、現在は建物を全て取り壊しており、宅地部分も含めて農地として利用する予定でございます。</p> <p>また、全ての農地をブルーベリーの栽培に利用する予定であり、進行番号3の農地につきましては、この後、議案第3号で農地改良についての審議をして頂く予定となっております。</p> <p>次に、進行番号8でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇〇〇〇が所有する須加字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、1,893㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。見沼中学校の北に位置する荒木地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>中村委員 事務局次長 3番から7番についてですが、ブルーベリーは現在栽培しているのですか。 現在はブルーベリーをやっている農地はありませんが、経験者等に教えてもらい、勉強しているところとのことです。</p> <p>藤間委員 事務局次長 土地の改良はやらないのですか。 進行番号3につきましては、現況田であり地盤面が低いので、この議案第1号で承認いただければ、この後の議案第3号で農地改良の審議をしていただく予定となっております。</p> <p>議長 他にございますか。 (なし)</p> <p>議長 他にないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
--	--	---

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 事務局次長</p>	<p>(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。 次に、『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 1 ページ下の表をお願いします。議案第 2 号は、3 件となっております。 進行番号 1 でございますが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の埼玉字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 0 7 ㎡について、住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件は追認となっております。 申請人は、申請地に隣接する住宅で生活しておりますが、住宅の老朽化が進み、建て替えを計画したところ、以前から一体で利用していた申請地が農地であることに気付きました。今回、この状態を是正するため、申請がなされたものでございますが、申請人は二度とこのようなことがないように始末書を提出し深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 7 ページをご覧ください。県道行田蓮田線の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、8 0 2 . 8 6 ㎡になる予定でございます。 次のページをお願いいたします。 進行番号 2 でございますが、須加〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の須加字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、3 5 1 ㎡について、農家住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。こちらの案件も追認となっております。 申請人は、須加地内で農業を営んでおりますが、敷地の一部が農地であることが判明したため、今回、この状態を是正するため申請したものでございます。申請人は二度とこのようなことがないように始末書を提出し深く反省しており、また、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 8 ページをご覧ください。埼玉用水路の北に位置する須加地内の集落に接する農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、敷地面積は、8 5 0 . 9 9</p>
---	--------------------------	--

<p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>長谷部委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>m²になる予定でございます。</p> <p>また、本件申請地につきましては、本年 6 月、当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。</p> <p>次に進行番号 3 でございますが、佐間 1 丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが、自己所有の緑町〇〇〇番〇、地目：田、4 6 9 m²について、長屋建住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は農業を営んでおりましたが、近年は高齢のため農作業が厳しくなっております。申請地周辺は宅地が多く、スーパーや学校に近く、借家需要が高いと思われることから、この度、長屋建住宅の建築を計画し、申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。行田市環境課の北西に位置するする緑町地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 1 2 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、長谷部委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 1 2 月 2 0 日、私と石井委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明及び長谷部委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 2 ページをお願いします。議案第 2 号は、1 1 件となっております。</p>
---	---	--

進行番号1でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん 外1名が、駒形1丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する駒形2丁目〇〇〇〇番〇、地目：田、493㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、婚約中であり、結婚する予定であります。新居として自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。南大通線の南に位置する駒形2丁目地内の集落内農地でございます。なお、敷地の細長い部分は水道管の引き込みのための用地でございます。

次に進行番号2でございますが、藤原町2丁目〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する長野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、300㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家に家族と共に生活しておりますが、何かと手狭であり、独立した住居を構えたいと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。南大通線の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、下忍〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、同居の母である〇〇〇〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、481㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で母と姉の3人で生活しておりますが、年齢的に独立しようと住宅の建築を母親に相談したところ、実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。緑色に塗られた部分で国道17号バイパスの南に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号4でございますが、持田〇〇〇番地 社会医療法人 〇〇〇 理事長 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地 〇〇〇さん外6名がそれぞれ所有する持田字〇〇〇〇〇番、地目：田、1,061㎡ 外12筆、計7,468㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、行田市を含む利根保健医療圏の医療を総合的に担い、地域医療支援病院として地域医療を担っておりますが、この度、心筋梗塞などの循環器系疾患、脳卒中などの神経系疾患、誤嚥性肺炎などの

呼吸器系疾患の救急医療が増加することを視野に、バックアップ体制の一つとして、救急医療のセンター化を含めたチーム医療を確立し、救急専門病棟、I C Uなどを本格稼働させるため、救急医療に特化した新病棟を計画し、既存病棟との連携から既存駐車場の敷地内に建設いたしました。また、昨年度、県が実施した新型コロナウイルス感染症専用医療施設の病床整備計画の公募を受け、専用医療施設を新築し、6床の受け入れを開始いたしました。その後、県から追加の病床整備の働きかけが2度程あり、その度に病棟を増築し、今月末までに計27床の増築を進めております。また、発熱外来や行政検査のための仮設プレハブなどを多数増設しており、既設の駐車場が大幅に不足する事態となりました。このため、駐車場敷地の拡張を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたことから申請に至ったものでございます。本件は医療設備の拡充に伴う駐車場敷地の拡張であり、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。行田総合病院の南に位置する持田地内のご覧の農地でございます。

また、本件申請地につきましては、本年6月、当委員会において農振の除外の審議を頂いた案件でございます。

次に進行番号5でございますが、若小玉〇〇〇〇番地〇 有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが先程、議案第1号で承認されたことで所有者となる持田字〇〇〇〇番〇、地目：田、499㎡ 外2筆、計1,999㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、市内で土木業を営んでおりますが、今回、田から畑にすることを目的に農地改良を行うものでございます。

申請地ではこれまで稲作をされてきましたが、新しく所有者となる〇〇〇〇さんはブルーベリー栽培を目的とすることから盛土をして畑として利用することにしたものでございます。また、工事期間は4か月を予定しており、隣接地権者の同意書が添付されております。

場所につきましては、位置図の3ページをご覧下さい。緑色に塗られた部分で南大通線の西側に接する持田地内の農地でございます。

次に進行番号6でございますが、群馬県館林市松原三丁目〇番地〇〇 〇〇〇-〇〇〇号 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小見字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、429㎡ 外1筆、計901㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、群馬県館林市を中心として、埼玉県内でも太陽光発電事業を展開しておりますが、新たな事業

用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計260枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が12万7,879kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。緑色に塗られていない斜線部分で、星川の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、群馬県邑楽郡板倉町大字飯野〇〇〇〇番地 〇〇〇さんが、小見〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外2名がそれぞれ所有する小見字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、200㎡ 外2筆、計995㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、太陽光発電に以前から興味があり、既に栃木県や群馬県でも事業用地を持っておりますが、埼玉県内で新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計260枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が12万7,879kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。緑色に塗られている斜線部分で、星川の南に位置する小見地内の集落内農地でございます。

次の進行番号8と9は、大阪府大阪府中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったもので、進行番号8は、野〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する野字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、436㎡ 外6筆、計4,168㎡を、進行番号9は、和田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する和田字〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、509㎡ 外2筆、計1,955㎡を、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。

事業計画ですが、進行番号8は太陽光パネルを計672枚設置し、発電容量は低圧の49.5kwを4箇所接続、年間発電量が40万7,021kwhとなっております。進行番号9は太陽光パネルを計336枚設置

し、発電容量は低圧の49.5kwを2箇所接続、年間発電量が20万4,700kwhとなっております。

また、それぞれ発電設備等を整備し、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、2箇所とも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の14ページをご覧ください。こちらは進行番号8で満願寺の西に位置する野地内の集落内農地でございます。次に15ページをご覧ください。ページ左側の緑色に塗られていない部分が進行番号9で、県道行田市停車場酒巻線の東側に接する和田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号10でございますが、大阪府大阪市中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、和田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する和田字〇〇〇〇〇〇番、
地目：畑、925㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでござい
ます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万1,109kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の15ページをご覧ください。星川の南に位置する和田地内の集落内農地
でございます。

次に進行番号11でございますが、大阪府大阪市中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代
表取締役 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する白川戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：
畑、1,101㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでござい
ます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計180枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万7,512kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の16ページをご覧ください。星川の南に位置する白川戸地内の集落内農地

<p>『議案第 4 号』 農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>石井委員</p>	<p>でございます 以上で議案第 3 号の説明を終わりますが、去る 1 2 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、石井委員にご報告をお願いいたします。 去る 1 2 月 2 0 日、私と長谷部委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>事務局から議案第 3 号についての説明及び石井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>中村委員 事務局次長</p>	<p>進行番号 5 番の農地改良ですが、工事業者がブルーベリーの栽培をやるのですか。 農地改良の場合、譲受人は実際工事をする施工業者になります。所有者から使用貸借して工事をし、工事完了後に所有者に返すこととなりますので、ブルーベリーの栽培は所有者が行います。</p>
	<p>中村委員</p>	<p>進行番号 6 番と 7 番の申請者は関連のある方だと思いますが、こうやって申請者を分ければ低圧の FIT 申請が出来てしまい、この後の進行番号 8 番から 1 1 番は非 FIT でやはり低圧の分割が出来てしまうというのは、管理上、問題が出てこないか心配です。太陽光を推進している国の動きもあり、売りたい人は売りたいし、買いたい人は買いたいということでやむを得ないとは思いますが、なんともしっくりいかないものがあります。意見として言わせてもらいます。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございますか。 (なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>他にないようですので議案第 3 号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第 3 号は承認することといたします。 次に、『議案第 4 号』農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>議案第 4 号「農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について」ご説明申し上げます。 議案書の 4 ページをお願いいたします。 本件は、農業振興地域内の農用地の除外について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2」</p>

の規定により、行田市からその除外について農業委員会に意見を求められているものでございます。今回は、重要変更が3件でございます。重要変更とは、農業用施設などの軽微な変更以外の用途に変更を行おうとする場合でございます。

進行番号ごとにご説明いたしますが、これらの案件は去る11月5日に、農政課、建築開発課及び農業委員会事務局において現地調査を実施しております。

まず、進行番号1でございますが、酒巻〇〇〇番地〇 有限会社 〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、北河原〇〇〇番〇 〇〇〇〇さんが所有する酒巻字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、660㎡について、資材置場にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、隣接地で土木工事業を営んでおりますが、事業規模の拡大に伴い所有する重機や資材の置場が不足し、業務に支障をきたしていることから、資材置場の増設を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件については、申し出があった土地以外に事業用地として利用できる土地がなく、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の17ページをご覧ください。酒巻地内のご覧の農振農用地でございます。

次に進行番号2でございますが、須加〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、自己所有の須加字〇〇〇〇番〇、地目：畑、388㎡について、農家住宅敷地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。

申請人は、数年前に会社経営から引退し、現在は小規模ながら農業を営んでおりますが、以前に長女の住宅を離れとして建築したことから農作業スペースに余裕が無くなっておりました。このため、農作業所、農機具置場及び出入口通路敷にたく申し出に至ったものでございます。

申請地は、以前に長女がピアノ教室を営んでいた時に、生徒用の駐車場用地や遊具敷地として安易な気持ちで利用されておりましたが、本人は深く反省し、現在は遊具を撤去するなど是正しております。今後は農業用施設用地として利用することであり、また、本件は農家住宅の敷地拡張であることから除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。

場所につきましては、位置図の18ページをご覧ください。埼玉用水路の南に位置する須加地内のご覧の農振農用地でございます。なお、既存の敷地と合わせると敷地全体で1,385.46㎡となる予定でございます。

次に進行番号3でございますが、東京都千代田区内幸町1丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんが、下忍〇〇〇番地 〇〇〇〇さん外1名がそれぞれ所有する下忍字〇〇〇

報告事項	議長	<p>〇〇番、地目：田、998㎡のうち263㎡ 外2筆の一部、計474㎡について、鉄塔用地にしたいとして農用地から除外してほしい旨の申し出があったものでございます。</p> <p>申請人は電気事業を営んでおりますが、持田地内から下忍地内を通過している「特別高圧架空送電線路 行田線」が、建設以来50年以上が経過し設備の老朽化が目立つことから一部の区間について鉄塔建替工事の実施を計画したところ、当該申請地について承諾が得られたため申し出に至ったものでございます。本件はライフラインの整備であり、除外の要件をすべて満たしていると考えられ、やむを得ないものと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。緑色に塗られていない部分で、前谷落排水路に沿った2箇所であり、前谷落と昭和通線に挟まれた下忍地内のご覧の農振農用地でございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第4号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p>
	議長	<p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第4号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第4号は承認することといたします。</p>
	主任	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせていただきますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>(1)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。本件は、5件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>(2)「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願について」でございます。本件の許可申請は、今年の2月に当委員会でご審議いただき、承認相当として県に進達し、県でも審議が終わっている案件でございますが、開発担当課に申請されている市街化調整区域の建築物の立地を規制する開発許可申請の許可見込みまちとなっている状態でございます。農地転用申請と開発許可申請はどちらも許可見込みがないと許可できないことから同日付けで許可することになってはいますが、開発許可申請の書類の補正がなかなか終わらず、</p>

		<p>期間も相当たっていることから県の判断により一旦申請を取り下げること申請人も了承し、取下願の受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。26件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの結果について ・全国農業委員会会長代表者集会の決議内容を配布について ・農業者年金制度改正について（リーフレット配布） ・埼玉県収入保険推進協議会による農業経営収入保険制度の紹介の中止について（2月開催の北埼玉地区協議会で予定があるため） ・行田市主食用米次期作支援金について <p>以上をもちまして、第19回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:56)</p>
6 その他	<p>議長</p> <p>事務局長 主任</p>	
7 閉会	<p>農政課主幹 事務局長</p>	

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....